

1-1 高富地域水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号-イ)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

＜高富地域上水道施設＞

(1) 深井戸

高富水源地では、4カ所の揚水ポンプで揚水後、受水槽に貯め、塩素消毒を行い給水しています。

北部水源地では、2カ所の揚水ポンプのうち1カ所は休止し、残る1カ所で揚水後、受水槽に貯め、塩素消毒を行い給水しています。

＜給水状況＞

	高富地域上水道
給水区域(所在地)	山県市高富地域
給水人口	14,965人
計画1日最大給水量	9,580m ³
1日最大給水量	7,428m ³
1日平均給水量	6,355m ³

計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値です。

＜浄水施設の概要＞

	高富水源地	北部水源地
所在地	山県市高富	山県市東深瀬
原水の種類	1号井 40m 2号井 60m 3号井 60m 4号井 60m	1号井 60m 2号井 60m
処理能力	6,788m ³	2,149m ³
標準最大 m ³ /日	7,274m ³	2,305m ³
沈殿池		
ろ過池		
浄水処理方法	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ

＜配水系統と検査地点図＞

別添のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	高富水源地	北部水源地
原水の汚染要因及び水質状況	・降雨等による高濁水の発生 ・農薬散布 ・地質由来のマンガン濃度 ・地質由来の鉄濃度	・地質由来のフッ素濃度 ・地質由来の鉄濃度
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	鉄、マンガン、農薬	鉄、マンガン、農薬

・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

高富水源の原水は、地下40m～60mの深井戸・北部水源の原水は地下60mの深井戸で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、特に問題はない。管路は、配水用ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管と硬質塩化ビニール管である。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う採水地点は別紙1、項目、採水頻度及びその理由は「浄水水質検査計画表(別紙1)」に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用で消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目とする。

6 水質検査の方法

水道法第20条第1項同施行規則第15条に基づく浄水検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関(後日入札により決定)に検査を委託して実施します。

7 水質検査の委託の範囲

水道水の水質検査及び検体採水を委託します。

8 委託した検査の実施状況の確認方法

水道担当者現場立会いのもと実施状況を確認します。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

R7年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

R6年度の水質検査結果については、ホームページに掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受け付け、お答えします。

10 関係機関との連携等

①水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

②年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である厚生労働大臣の登録を受けた検査機関と連携を図り実施します。

④水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

1-2 伊自良地域水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号-I)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号-I)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

<伊自良簡易水道施設>

(1) 浅井戸

第1浄水場では、第1浄水場に設置する揚水ポンプで揚水後、ろ過ポンプ槽に貯め、急速ろ過の後に塩素消毒を行い、浄水池、第1配水池を経て給水しています。

第3浄水場では、第2水源と第3浄水場に設置する揚水ポンプで揚水された原水を着水混和槽で混合し、急速ろ過の後に塩素消毒を行い、浄水池から第2配水池、第3配水池それぞれへ送水し給水しています。

<給水状況>

伊自良簡易水道事業	
給水区域(所在地)	山県市伊自良地域
給水人口	2,759人
計画1日最大給水量	2,034m ³
1日最大給水量	1,590m ³
1日平均給水量	1,257m ³

計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値です。

<浄水施設の概要>

第1浄水場		第3浄水場
所在地	山県市伊自良地域	山県市伊自良地域
原水の種類	地下水 30m・30m	地下水 51m・60.5m・60m・60m
処理能力	標準 255m ³	2,005m ³
m ³ /日 最大	510m ³	3,007m ³
沈殿池		
ろ過池		
浄水処理方法	急速ろ過・中間塩素処理 後塩素処理	急速ろ過・中間塩素処理 後塩素処理

<配水系統と検査地点図>

別添のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

第1浄水場		第3浄水場
原水の汚染要因及び水質状況	・降雨等による高濁水の発生 ・農薬散布・地質由来の鉄濃度 ・地質由来のマンガン濃度	・地質由来のフッ素濃度 ・地質由来の鉄濃度
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	鉄、マンガン、農薬	鉄、マンガン、農薬

・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水は、地下30m～60mの浅井戸で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にないが河川の影響を受けやすく濁度が発生するが、急速ろ過装置を備えているため問題ない。管路は、配水用ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管と硬質塩化ビニール管である。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う採水地点は別紙1、項目、採水頻度及びその理由は「浄水水質検査計画表(別紙1)」に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用で消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目とする。

6 水質検査の方法

水道法第20条第1項同施行規則第15条に基づく浄水検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関(後日入札により決定)に検査を委託して実施します。

7 水質検査の委託の範囲

水道水の水質検査及び検体採水を委託します。

8 委託した検査の実施状況の確認方法

水道担当者現場立会いのもと実施状況を確認します。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

R7年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

R6年度の水質検査結果については、ホームページに掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受け付けし、お答えします。

10 関係機関との連携等

①水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

②年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である厚生労働大臣の登録を受けた検査機関と連携を図り実施します。

④水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

1-3 美山地域水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号-イ)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

<美山地域上水道>

(1) 浅井戸<円原施設>

円原水源地内に設置する揚水ポンプで揚水後、RO膜ろ過後に塩素消毒を行い配水池を経て給水します。

<給水状況>

美山地域上水道	
給水区域(所在地)	山県市美山地域、中洞簡易水道を除く
給水人口	4,856人
計画1日最大給水量	4,583m ³
1日最大給水量	3,179m ³
1日平均給水量	2,587m ³

計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値です。

<浄水施設の概要>

美山地域上水道	
所在地	山県市円原
原水の種類	地下水 20m 地下水 20m 1号井 2号井
処理能力	標準 3,730m ³
m ³ /日	最大 3,730m ³
沈殿池	
ろ過池	
浄水処理方法	RO膜ろ過+塩素滅菌処理

(1) 浅井戸<乾施設>

乾浄水場内に設置する揚水ポンプで揚水後、紫外線照射処理後に塩素消毒を行い、受水槽に貯め配水池を経て給水します。

<浄水施設の概要>

美山地域上水道	
所在地	山県市乾
原水の種類	地下水50.0m 2井
処理能力	標準 600m ³
m ³ /日	最大 600m ³
沈殿池	
ろ過池	
浄水処理方法	紫外線照射+塩素滅菌処理

(1) 表流水 (葛原水源系)

美山支所から約15km上流の見舞谷川の支流合流地点の取水堰で、1日285m³取水し、自然流下で葛原浄水場へ送られた後、浄水処理し葛原配水池を経て給水します。

<浄水施設の概要>

美山地域上水道	
所在地	山県市葛原
原水の種類	表流水(見舞谷川)
処理能力	標準 285m ³
m ³ /日	最大 285m ³
沈殿池	17m ³
ろ過池	96m ³
浄水処理方法	緩速ろ過

(1) 浅井戸＜西武芸施設＞

西武芸水源地区内に設置する揚水ポンプで揚水後、受水槽に貯め、塩素消毒を行い配水池を経て給水します。

＜浄水施設の概要＞

		美山地域上水道
所在地		山県市岩佐
原水の種類		地下水 13m 1号井
処理能力	標準	575m ³
m ³ /日	最大	575m ³
沈殿池		
ろ過池		
浄水処理方法		塩素滅菌のみ

(1) 表流水＜椿施設＞

美山支所から約10km下流の椿谷川の取水堰で、1日715m³取水し、自然流下で椿浄水場へ送られた後、浄水処理し配水管に接続して給水します。

＜浄水施設の概要＞

		美山地域上水道
所在地		山県市椿
原水の種類		表流水(椿谷川)
処理能力	標準	650m ³
m ³ /日	最大	650m ³
沈殿池		13m ³ 1池
ろ過池		650m ³ 2池
浄水処理方法		急速ろ過

＜配水系統と検査地点図＞

別添のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

		美山地域上水道
原水の汚染要因及び水質状況		・降雨等による高濁水の発生 ・農薬散布 ・地質由来のフッ素濃度 ・地質由来の鉄濃度
浄水の水質状況		・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項		濁度、臭気物質 農薬類、鉄、フッ素 クリプトスポリジウム

・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にはない。管路は、ポリエチレン管、鋳鉄管、硬質塩化ビニール管である。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う採水地点は別紙1、項目、採水頻度及びその理由は「浄水水質検査計画表(別紙1)」に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水道利用で消化器系感染症が流行したとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目とする。

6 水質検査の方法

水道法第20条第1項同施行規則第15条に基づく浄水検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関(後日入札により決定)に検査を委託して実施します。

7 水質検査の委託の範囲

水道水の水質検査及び検体採水を委託します。

8 委託した検査の実施状況の確認方法

水道担当者現場立会いのもと実施状況を確認します。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

R7年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

R6年度の水質検査結果については、ホームページに掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受付けし、お答えします。

10 関係機関との連携等

①水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

②年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である厚生労働大臣の登録を受けた検査機関と連携を図り実施します。

④水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処を行います。

<中洞簡易水道施設>

(1) 浅井戸

中洞水源地内に設置する揚水ポンプで揚水後、塩素消毒を行い受水槽へ貯め配水池を経て給水します。

<給水状況>

	中洞簡易水道
給水区域(所在地)	山県市中洞
給 水 人 口	385人
計画1日最大給水量	278m ³
1日最大給水量	273m ³
1日平均給水量	161m ³

計画1日最大給水量以外の数値は令和5年度末の数値です。

<浄水施設の概要>

	中洞簡易水道
所 在 地	山県市中洞
原水の種類	地下水 7.3m 1号井
処理能力	標準 278m ³
m ³ /日 最大	278m ³
沈 殿 池	
ろ 過 池	
浄水処理方法	塩素滅菌のみ

<配水系統と検査地点図>

別添のとおり

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	中洞簡易水道
原水の汚染要因及び水質状況	・地質由来のフッ素濃度 ・地質由来の鉄濃度
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	鉄、フッ素

・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水は、地下7.3mの浅井戸で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にない。原水の水質が良好のため浄水方法は、消毒のみである。管路は、硬質塩化ビニール管である。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う採水地点は別紙1、項目、採水頻度及びその理由は「浄水水質検査計画表(別紙1)」に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

①水源の水質が著しく悪化したとき。

②水源に異常があったとき。

③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。

④浄水過程に異常があったとき。

⑤配水管の大規模な工事をしたとき。

⑥その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目とする。

6 水質検査の方法

水道法第20条第1項同施行規則第15条に基づく浄水検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関(後日入札により決定)に検査を委託して実施します。

7 水質検査の委託の範囲

水道水の水質検査及び検体採水を委託します。

8 委託した検査の実施状況の確認方法

水道担当者現場立会いのもと実施状況を確認します。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

R7年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

R6年度の水質検査結果については、ホームページに掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受付けし、お答えします。

10 関係機関との連携等

①水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

②年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

③水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である厚生労働大臣の登録を受けた検査機関と連携を図り実施します。

④水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。